

## 用語の解説

### ■ 人口の基本属性に関する用語

#### 【人口】

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」については、令和2年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

#### 【年齢】

年齢は、令和2年9月30日現在の満年齢である。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

#### 【面積】

市区町村の面積（令和2年10月1日時点）は、国土交通省国土地理院が公表した「令和2年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）」による。

#### 【配偶関係】

配偶関係は、届け出の有無にかかわらず、実際の状態により次のとおり区分した。

- ・ **未婚**      まだ結婚したことのない人
- ・ **有配偶**   妻又は夫のある人
- ・ **死別**      妻又は夫と死別して独身の人
- ・ **離別**      妻又は夫と離別して独身の人

### ■ 世帯・家族の属性に関する用語

#### 【世帯の種類】

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

##### ・ 一般世帯

- ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

##### ・ 施設等の世帯

- ・ **寮・寄宿舍の学生・生徒**（世帯の単位：棟ごと）  
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- ・ **病院・療養所の入院者**（世帯の単位：棟ごと）  
病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
- ・ **社会施設の入所者**（世帯の単位：棟ごと）  
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- ・ **自衛隊営舎内居住者**（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）  
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- ・ **矯正施設の入所者**（世帯の単位：建物ごと）

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

・ **その他** （世帯の単位：一人一人）

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

【**世帯主・世帯人員**】

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯人員とは、世帯を構成する人（世帯員）の数をいう。

【**世帯の家族類型**】

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

・ **親族のみの世帯**

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

・ **非親族を含む世帯**

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

・ **単独世帯**

世帯人員が一人の世帯

【**3世代世帯**】

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

【**母子世帯・父子世帯**】

・ **母子世帯**

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

・ **父子世帯**

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

・ **母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）**

母子世帯及び父子世帯に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

■ **住宅・居住地に関する用語**

【**住居の種類**】

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

・ **住宅**

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む）

一戸建ての住宅のほか、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

## ・住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 【住宅の所有の関係】

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

## ・主世帯

間借り以外の次の5区分に居住する世帯

### ・持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

### ・公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

### ・都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。

### ・民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

### ・給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

## ・間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 【住宅の建て方】

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

## ・一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。

## ・長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラスハウス」も含む。

## ・共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。

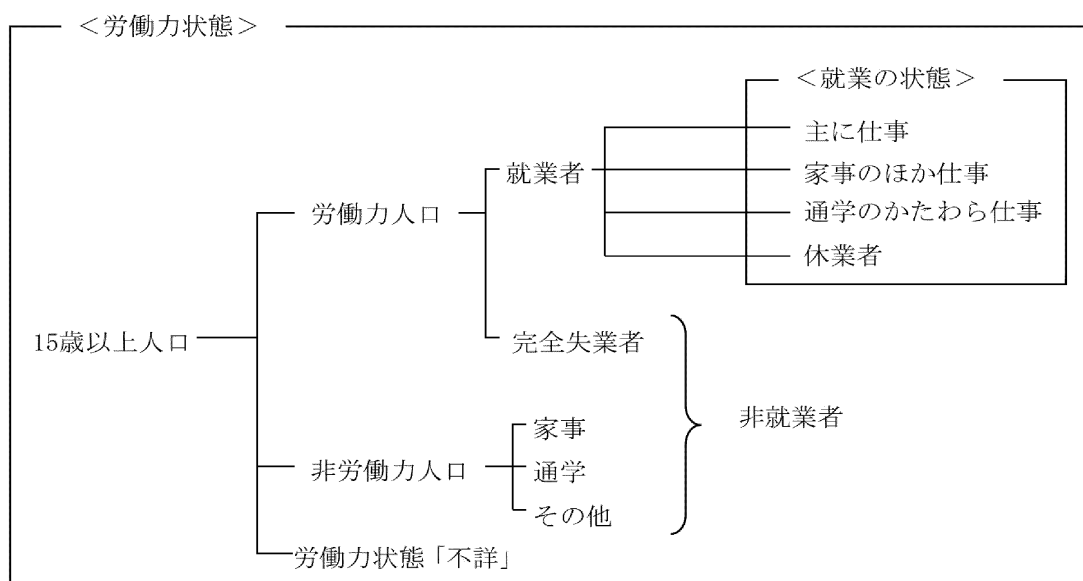
## ・その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

# ■ 労働・就業の状態に関する用語

## 【労働力状態】

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



## ・労働力人口

就業者及び完全失業者

## ・就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合  
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

## ・主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

## ・家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

・ **通学のかたわら仕事**

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

・ **休業者**

① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

・ **完全失業者**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

・ **非労働力人口**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

・ **家事**

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

・ **通学**

主に通学していた場合

・ **その他**

上のどの区分にも当てはまらない場合

例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった人

【**労働力率**】

15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合

【**従業上の地位**】

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分した。

・ **雇用者**

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

・ **正規の職員・従業員**

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

・ **労働者派遣事業所の派遣社員**

労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

・ **パート・アルバイト・その他**

・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

- ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

#### ・役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

#### ・雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がある人

#### ・雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

#### ・家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

#### ・家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

### 【産業】

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中仕事を休んでいた人については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

令和 2 年調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。

詳しい定義や内容例示については、「令和 2 年国勢調査に用いる産業分類」を参照のこと。

（URL [https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/industry\\_2020.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/industry_2020.pdf)）

産業大分類を 3 区分に集約している場合の区分は以下のとおり。

|       |                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次産業 | A 農業、林業 B 漁業                                                                                                                                                                                        |
| 第2次産業 | C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業                                                                                                                                                                          |
| 第3次産業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業<br>J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業<br>M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業<br>P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの）<br>S 公務（他に分類されるものを除く） |

※仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、主に仕事をしていた事業所の事業の種類による。

※労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類による。

### 【職業】

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中仕事を休んでいた人については、その人がふだん実際に従事している仕事の種類）。なお、従事した仕事は二つ以上ある場合、その人が主に従事した仕事の種類による。

令和 2 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月統計基準設定）を基に再編成したもので、12 項目の大分類、57 項目の中分類、232 項目の小分類からなっている。

詳しい定義や内容例示については、「令和 2 年国勢調査に用いる職業分類」を参照のこと。  
([https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/occupation\\_2020.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/occupation_2020.pdf) )

## 【社会経済分類】

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したもので昭和 45 年調査から設けている。これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したもの。

## ■ 従業地・通学地に関する用語

### 【従業地・通学地】

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

なお、例えば外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

| 項目名                                          | 内容                                                   |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 常住地による人口（夜間人口）                               | 当該地域に常住している人口                                        |
| 従業も通学もしていない                                  | 常住者のうち、労働力状態が完全失業者、家事、その他の人                          |
| 自区で従業・通学                                     | 常住者のうち、従業地が自宅又は従業地・通学地が同じ区の人                         |
| 自宅で従業                                        | 常住者のうち、従業地が自宅の人                                      |
| 自宅外で従業・通学                                    | 常住者のうち、従業地・通学地が同じ区の人                                 |
| 他市区町村で従業・通学                                  | 常住者のうち、従業地・通学地が他の区・市町村の人                             |
| 自市内他区で従業・通学                                  | 常住者のうち、従業地・通学地が他の区・市町村で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の人          |
| 県内他市町村で従業・通学                                 | 常住者のうち、従業地・通学地が他の区・市町村で、通勤・通学の場所が常住地と同じ県内の他市町村の人     |
| 他県で従業・通学                                     | 常住者のうち、従業地・通学地が他の区・市町村で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の人        |
| 従業・通学市区町村「不詳・外国」                             | 常住者のうち、従業地・通学地が他の区・市町村で、通勤・通学の場所（都道府県・市区町村）が不詳及び外国の人 |
| 従業地・通学地「不詳」                                  | 常住者のうち、従業地・通学地が不詳の人及び労働力状態が不詳の人                      |
| 従業地・通学地による人口（昼間人口）                           | 夜間人口から流出口を除き、流入人口を加えたもの                              |
| うち他市区町村に常住                                   | 通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の人                      |
| 自市内他区に常住                                     | 通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の人                      |
| 県内他市町村に常住                                    | 通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ県内の他市町村の人                    |
| 他県に常住                                        | 通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の人                       |
| （再掲）従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者 | 従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で、当該地域に常住している人          |

### 【従業・通学市区町村／常住市区町村】

本市における常住者の通勤・通学先地域及び通勤・通学者の常住地域について、従業地・通学地の区分を基に本書では以下の通り区分した。

#### ・自市で従業・通学

自区で従業・通学+自市内他区で従業・通学

・市外で従業・通学

県内他市町村で従業・通学+他県で従業・通学+従業・通学市区町村「不詳・外国」

・自市に常住

自区で従業・通学+自市内他区に常住

・市外に常住

県内他市町村に常住+他県に常住

【常住地による人口（夜間人口）／従業地・通学地による昼間人口】

・常住地による人口（夜間人口）

調査時に当該地域に常住している人口。夜間人口ともいう。

・流出人口

当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口

市の流出人口＝県内他市町村で従業・通学+他県で従業・通学

区の流出人口＝自市内他区で従業・通学+県内他市町村で従業・通学+他県で従業・通学

・流入人口

他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口

市の流入人口＝県内他市町村に常住+他県に常住

区の流入人口＝自市内他区に常住+県内他市町村に常住+他県に常住

・従業地・通学地による人口（昼間人口）

当該地域の夜間人口から、流出人口を減じ、流入人口を加えた人口。昼間人口ともいう。

【昼夜間人口比率】

常住人口（夜間人口）100人当たりの昼間人口の比率（＝昼間人口÷常住人口（夜間人口）×100）

100を上回っているときは昼間人口が常住人口（夜間人口）を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が常住人口（夜間人口）を下回ることを示している。

【従業・通学時の世帯の状況】

一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分した。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

・通勤・通学者のみの世帯

世帯員の全てが通勤・通学者である世帯

・通勤者のみ

・通学者のみ

・通勤者と通学者のいる世帯

・通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

なお、ここで女性とは、6～64歳の女性をいう。

・65歳以上の世帯員のみ

・65歳以上の世帯員と6歳未満の世帯員のみ

・65歳以上の世帯員と6歳未満の世帯員と女性のみ

・65歳以上の世帯員と女性のみ

・6歳未満の世帯員のみ

・6歳未満の世帯員と女性のみ

・女性のみ



## ■ 地域区分に関する用語

### 【人口集中地区】

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市町村内の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域

なお、人口集中地区は、「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの地域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が 2 分の 1 以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含める。

※基本単位区は、市区町村を細分化した地域（学校区、町丁・字など）についての結果を利用できるようにするために平成 2 年調査より導入された地域単位を指す。

## ■ 大規模調査時（10 年ごと）のみの調査項目に関する用語

### 【居住期間】

その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいう。なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため 3 か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となる。

### 【5 年前の常住地】

その世帯の世帯員が 5 年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいう。令和 2 年調査では、5 年前（平成 27 年 10 月 1 日）に常住していた市区町村について調査し、5 年前から調査時までの当該地域への転入状況を以下の区分などで表章した。

また、5 年前には当該地域に常住していたが、転出し、調査時には他の地域に常住していた人は、「5 年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章した。

なお、5 歳未満の人については、出生後にふだん居住（常住）していた場所を調査し、集計した。

| 項目名             | 内容                                                 |
|-----------------|----------------------------------------------------|
| 常住者（現住地による人口）   | 当該地域に常住している人口                                      |
| 現住所             | 常住者のうち、5 年前の常住地が現在と同じ場所の人                          |
| 移動あり            | 常住者のうち、5 年前の常住地が現在と同じ場所以外の人                        |
| 国内から            | 常住者のうち、5 年前の常住地が現住所以外の日本国内の人                       |
| 自市内から           | 常住者のうち、5 年前の常住地が同じ区内の他の場所の者及び他の区の人                 |
| 自区内から           | 常住者のうち、5 年前の常住地が同じ区内の他の場所の人                        |
| 自市内他区から         | 常住者のうち、5 年前の常住地が同じ市内で他の区の人                         |
| 県内他市町村から        | 常住者のうち、5 年前の常住地が同じ県内の他市町村の人                        |
| 他県から            | 常住者のうち、5 年前の常住地が他の都道府県の人                           |
| 国外から            | 常住者のうち、5 年前の常住地が外国の人                               |
| 5 年前の常住市区町村「不詳」 | 常住者のうち、5 年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所（都道府県、市区町村）が不詳の人 |
| 移動状況「不詳」        | 常住者のうち、5 年前の常住地が不詳の人                               |

| 5 年前の常住者（5 年前の常住地による人口） | 5 年前に当該地域に常住していた人口※              |
|-------------------------|----------------------------------|
| 移動あり（国内）                | 5 年前の常住者のうち、5 年前の常住地が現在と同じ場所以外の人 |
| うち自市内他区へ                | 5 年前の常住者のうち、現在の常住地が同じ市内で他の区の人    |
| うち県内他市町村へ               | 5 年前の常住者のうち、現在の常住地が同じ県内の他市町村の人   |
| うち他県へ                   | 5 年前の常住者のうち、現在の常住地が他の都道府県の人      |

※令和 2 年国勢調査の結果によるものであり、平成 27 年国勢調査の結果とは一致しない。また、5 年前に当該地域に住んでいたが、調査時に国外にいる人については調査の対象外となるため含まれていない。

### 【転入】

調査時は当該地域に常住しているが、5 年前は当該地域以外に常住していた人をいう。

市の転入＝県内他市町村から＋他県から＋国外から

区の転入＝自市内他区から＋県内他市町村から＋他県から＋国外から

### 【転出】

5 年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している人をいう。

市の転出＝うち県内他市町村へ＋うち他県へ

区の転出＝うち自市内他区へ＋うち県内他市町村へ＋うち他県へ

### 【在学か否かの別】

学校に在学しているか否かにより、次のとおり区分した。学校とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第 1 条にいう学校（幼稚園を除く）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まない。

| 区分   | 内容                      |
|------|-------------------------|
| 卒業者  | 学校を卒業して、在学していない人        |
| 在学者  | 在学中の人                   |
| 未就学者 | 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人 |

### 【最終卒業学校の種類】

最終卒業学校の種類により、次の通り区分した。なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

| 区分    | 学校の例                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校   | (新制) 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部                                                                                             |
|       | (旧制) 国民学校の初等科、尋常小学校                                                                                                         |
| 中学校   | (新制) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部                                                                                 |
|       | (旧制) 高等小学校、国民学校の高等科、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校                                                                                 |
| 高校・旧中 | (新制) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、准看護師（婦）養成所、高等学校卒業程度認定試験の合格者※                                                               |
|       | (旧制) 高等学校尋常科、尋常中学校、高等中学校予科、高等女学校、実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）、師範学校予科又は師範学校一部（3 年修了のもの）、通信講習所高等科、鉄道教習所中等部・普通部（昭和 24 年までの卒業者）、青年学校本科 |

|       |                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短大・高専 | (新制)短期大学、高等専門学校、都道府県立の農業者研修教育施設、看護師（婦）養成所、専門職短期大学                                                 |
|       | (旧制)高等学校高等科、大学予科、高等師範学校、青年学校教員養成所、図書館職員養成所、高等通信講習所本科                                              |
| 大学※   | 大学、水産大学校専門学科・専攻科、防衛大学校本科、防衛医科大学校医学科・看護学科、放送大学全科履修生、気象大学校大学部、専門職大学、職業能力開発総合大学校の長期課程（平成 11 年 4 月以降） |
| 大学院   | 大学院、専門職大学院、水産大学校研究科、防衛大学校研究科、防衛医科大学校医学研究科、放送大学修士全生                                                |

※平成 16 年度までの大学入学資格検定規程による試験の合格者を含む

専修学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下の通り区分した。

| 区分    | 専修学校・各種学校            |                                |
|-------|----------------------|--------------------------------|
| 大学    | 専修学校専門課程<br>(専門学校)   | 新高卒を入学資格とする修業年限 4 年以上のもの※      |
| 短大・高専 |                      | 新高卒を入学資格とする修業年限 2 年以上 4 年未満のもの |
| 高校・旧中 | 専修学校高等課程<br>(高等専修学校) | 中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの       |
| 短大・高専 | 各種学校                 | 新高卒を入学資格とする修業年限 2 年以上のもの       |
| 高校・旧中 |                      | 中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの       |

※平成 18 年 3 月までの卒業者は「短大・高専」

高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含める。

大学院については、修士課程（修士相当の課程を含む）以上を修了した場合に卒業とした。ただし、修士課程を修了していても、大学院の博士課程に引き続き在学している場合は在学中とした。

外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分した。

## 【利用交通手段】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次の通り区分した。なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、徒歩以外に 2 種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は行きの交通手段をそれぞれ集計した。

| 区分        | 内容                                                              |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 徒歩のみ      | 徒歩だけで通勤又は通学している場合                                               |
| 鉄道・電車     | 電車、気動車、地下鉄、路面電車、モノレールなどを利用している場合                                |
| 乗合バス      | 乗合バス（トロリーバスを含む）を利用している場合                                        |
| 勤め先・学校のバス | 勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合<br>従業員の送迎用に会社が借り上げたバスを利用している場合を含む。 |
| 自家用車      | 自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む）を利用している場合<br>勤め先の乗用車を利用している場合を含む。           |
| ハイヤー・タクシー | ハイヤー・タクシーを利用している場合<br>勤め先が雇いあげたハイヤー・タクシーを利用している場合を含む。           |
| オートバイ     | オートバイ、モーターバイク、スクーターなどを利用している場合                                  |
| 自転車       | 自転車を利用している場合                                                    |
| その他       | 船、ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合                                   |

## 利用上の注意

### 【不詳補完値】

総務省は、令和2年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、以下の主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出し、これを表章した統計表を参考表として提供している。

| 集計区分                 | あん分対象項目               |
|----------------------|-----------------------|
| 人口等基本集計              | 年齢、国籍（日本人・外国人の別）、配偶関係 |
| 就業状態等基本集計            | 労働力状態、産業、職業、従業上の地位    |
| 従業地・通学地による人口・就業状態等集計 | 労働力状態、従業地・通学地         |
| 移動人口の男女・年齢等集計        | 年齢5歳階級、5年前の常住地        |

なお、本書では、16 頁からの各集計結果においては利用可能なものは不詳補完値にて掲載し、118 頁からの統計表では全て原数値を掲載しているため、集計結果とは数値が一致しないことがある。

### 【抽出詳細集計】

抽出詳細集計結果は、一定の方法により抽出した世帯の調査票を用いて就業者の産業・職業に関する詳細な結果が集計されたものである。抽出による標本誤差を含んでおり、全数集計による結果とは必ずしも一致しない。

なお、抽出詳細集計結果の表章に当たっては結果数値の1の位を四捨五入して10単位としているため、総数と内訳を合計した値は必ずしも一致しない。また、該当する結果数値がない場合については「－」、該当する結果数値があるもののうち、四捨五入の結果「0」となる場合については「0」で表章されている。

### 【地域区分】

本書では地域区分について、以下の通り区分した。

| 区分    | 都道府県                                    |
|-------|-----------------------------------------|
| 北海道   | 北海道                                     |
| 東北    | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県                 |
| 関東    | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県            |
| 中部    | 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 近畿    | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                |
| 中国・四国 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県     |
| 九州    | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県        |
| 国外    | 国外                                      |